

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	土石等の採取の許可	
処 分 の 概 要	申請書を河川管理者に提出し、許可を受けて河川の土石等を採取する。	
根 拠 法 令 名	河川法(昭和39年法律第167号)	
条 項	第25条	
所 管 課	河川水路課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	15日	
標 準 処 理 期 間	計	15日
審 査 基 準	<p>○河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、又は河川の流水に著しい汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障が生じるものではないこと。</p> <p>○申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の現実性が確保されていること。</p> <p>○砂利等の採取については、「砂利等採取許可準則」(S41.6.1建設事務次官通達)によること。</p> <p>○竹木、あし、かや、埋もれ木、笹、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。</p> <p>【根拠法令等】 《河川法》 第25条(土石等の採取の許可) 河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。</p> <p>《河川法施行令》 第15条(河川の産出物) 法第25条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。</p> <p>行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河政発52号) 河川法の施行について(S40.3.29事務次官通達)</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



総日数15日(休日は含まない)

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。